

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令案概要

1. 改正の概要

(1) 交付申請書の記載事項（第 21 条関係）

市町村長が交付申請書の受付及び保存に係る事務を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に行わせた場合には、交付申請書の記載事項を交付申請者の氏名、住所及び個人番号（交付申請者が通知カードとともに発送される交付申請書の用紙を用いる場合には、交付申請者の氏名、住所、生年月日及び性別）とするもの。

(2) 再交付申請書の記載事項（第 28 条第 1 項関係）

市町村長が再交付申請書の受付及び保存に係る事務を機構に行わせた場合には、再交付申請書の記載事項を個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所及び個人番号とするもの。

(3) 委任市町村長が実施可能な事務の追加（第 35 条第 2 項関係）

委任市町村長（機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした市町村長をいう。）が機構に委任した事務のうち、委任市町村長があわせて実施することができる事務として、個人番号カード交付通知書（個人番号カードを交付するため、住所地市町村長が交付申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。）の作成に係る事務を追加するもの。

(4) 総合区の設置に伴う規定の整備（第 48 条関係）

地方自治法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 42 号）の施行により総合区が設置されることに伴い、第 48 条（指定都市の区に対する特例）の規定の整備を行うもの。

(5) その他の事項

その他所要の規定の整備を行うものとしたこと。

2. 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 1 月 1 日）とする。

ただし、第 48 条の改正規定については、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）とする。

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（交付申請書の記載事項）</p> <p>第二十一条 令第十三条第一項前段の総務省令で定める事項は、交付申請者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別（第三十条第一項の規定により同項第三号に掲げる事務を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が行う場合には、交付申請者の氏名、住所及び個人番号（交付申請者が通知カードとともに発送される交付申請書の用紙を用いる場合には、交付申請者の氏名、住所、生年月日及び性別）とする。</p> <p>（個人番号カードの再交付の申請等）</p> <p>第二十八条 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合には、住所地市町村長に対し、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別（第三十五条第一項の規定により同項第三号に掲げる事務を機構が行う場合には、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所及び個人番号）を記載し、かつ、その者の写真を添付した再交付申請書を提出して、個人番号カードの再交付を求めることができる。</p> | <p>（交付申請書の記載事項）</p> <p>第二十一条 令第十三条第一項前段の総務省令で定める事項は、交付申請者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別とする。</p> <p>（個人番号カードの再交付の申請等）</p> <p>第二十八条 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合には、住所地市町村長に対し、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別を記載し、かつ、その者の写真を添付した再交付申請書を提出して、個人番号カードの再交付を求めることができる。</p> |

257 (略)

(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)

第三十五条 市町村長は、機構に、通知カード及び個人番号カードに係る事務のうち次に掲げる事務(以下「通知カード・個人番号カード関連事務」という。)を行わせることができる。

一 八 (略)

2 委任市町村長(前項の規定により機構に通知カード・個人番号カ

257 (略)

(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)

第三十五条 市町村長は、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に、通知カード及び個人番号カードに係る事務のうち次に掲げる事務(以下「通知カード・個人番号カード関連事務」という。)を行わせることができる。

一 通知カード、交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物(この号及び次条第一項第二号において「通知カード等」という。)の作成及び発送(受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送された通知カード等の再度の発送を除く。)

二 通知カードの作成及び発送等に関する状況の管理

三 交付申請書及び第二十八条第一項に規定する再交付申請書の受付及び保存

四 個人番号カードの作成

五 個人番号カード交付通知書(個人番号カードを交付するため、住所地市町村長が交付申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。次条第一項第一号及び第四号において同じ。)の作成

六 電話による個人番号カードを紛失した旨の届出(個人番号カードの利用の一時停止に係るものに限る。)の受付

七 個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理

八 通知カード及び個人番号カードに係る住民からの問合せへの対応

2 委任市町村長(前項の規定により機構に通知カード・個人番号カ

ード関連事務を行わせることとした市町村長をいう。以下同じ。) は、通知カード・個人番号カード関連事務(同項第一号、第二号、第五号、第七号及び第八号に掲げる事務(同項第一号に掲げる事務のうち通知カードの作成及び発送を除く。))を除く。)を行わないものとする。

3 (略)

第四十八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(次項において「指定都市」という。)においては、第八条及び第十五条の規定中市長に関する規定は、市の区長及び総合区長に適用する。

2 (略)

| | | | |
|-------------|---------|-----------------------|----------------------------------|
| (略) | 第十一條第四項 | | (略) |
| | 住所都市町村長 | 住所地区長 | |
| (略) | 市町村が備える | | 区長(総合区長を含む。第三十五條第一項において同じ。)が作成した |
| | 住所都市町村長 | 住所地区長 | |
| 第三十五條第一項第五号 | 当該市町村 | 住所地区長を経由して当該区(総合区を含む) | (略) |

ード関連事務を行わせることとした市町村長をいう。以下同じ。) は、通知カード・個人番号カード関連事務(同項第一号、第二号、第七号及び第八号に掲げる事務(同項第一号に掲げる事務のうち通知カードの作成及び発送を除く。))を除く。)を行わないものとする。

3

委任市町村長は、第一項の規定により機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

第四十八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(次項において「指定都市」という。)においては、第八条及び第十五条の規定中市長に関する規定は、市の区長に適用する。

2

指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | | |
|-------------|---------|---------------|---------|
| (略) | 第十一條第四項 | | (略) |
| | 住所都市町村長 | 住所地区長 | |
| (略) | 市町村が備える | | 区長が作成した |
| | 住所都市町村長 | 住所地区長 | |
| 第三十五條第一項第五号 | 当該市町村 | 住所地区長を経由して当該区 | (略) |

| | | | | |
|-----|----------|--------------------------------------|-----|-------------------|
| (略) | 第三十七条第一項 | (略) | (略) | 。第三十七条第一項において同じ。） |
| (略) | 当該委任市町村長 | 委任市町村長の統括する市町村 | (略) | |
| (略) | 当該委任市長 | 委任市長の統括する市（通知カードに係る事務にあつては、当該市に属する区） | (略) | |

| | | | | |
|-----|----------|--------------------------------------|-----|--|
| (略) | 第三十七条 | (略) | (略) | |
| (略) | 当該委任市町村長 | 委任市町村長の統括する市町村 | (略) | |
| (略) | 当該委任市長 | 委任市長の統括する市（通知カードに係る事務にあつては、当該市に属する区） | (略) | |